

経営会議運営規程

(目的)

第1条 この規則は、有限責任事業組合まちとしごと総合研究所(以下「当研究所」という。)の組合契約書第8条に定める業務執行の決定のための機関として設置する経営会議の運営に関して必要な事項を定める。

(構成等)

第2条 経営会議は、すべての組合員をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、組合員の職務の執行を監督する。

(種類及び開催)

第3条 経営会議は、毎年定期に年4回以上開催する。

(招集手続)

第4条 経営会議は、組合員のいずれかが招集する。

2 前項の招集があった場合、その招集をした組合員以外の組合員は、招集の通知があった日から1カ月以内の日に経営会議を開催することに合意しなければならない。

(議長)

第5条 経営会議の議長は、出席した組合員の中から互選された者がこれに当たる。

2 経営会議の目的事項について議長である組合員が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、他の組合員が議長に当たるものとする。

(定足数)

第6条 経営会議は、組合員全員の出席をもって成立する。

(関係者の出席)

第7条 経営会議が必要と認めるときは、議事に関係する者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(報告・説明)

第8条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、組合員及び議題又は議題にかかる議案の提案者に対しその議題又は議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合において説明を求められた者は、必要に応じて当研究所の職員等の補助者に説

明をさせることができる。

(動議)

第9条 組合員は、経営会議の議事進行に関して、動議を提出することができる。

(経営会議の決議方法)

第10条 経営会議に付議された事項は、決議について特別の利害関係を有する組合員を除く議決に加わることのできる組合員の3分の2の同意により決する。

2 前項に関わらず、次に掲げる事項については、組合員全員の同意にとらなければならない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 組合契約書の変更

3 組合員の代理出席は認めない。また書面により議決権を行使することもできない。

(決議の省略)

第11条 組合員が、経営会議の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する組合員を除く組合員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の経営会議の議決があったものとみなすものとする。

(組合員の取引の承認)

第12条 組合員が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、経営会議の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当研究所の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当研究所との取引
- (3) 当研究所がその組合員の債務を保証すること、その他組合員以外の者との間における研究所とその組合員との利益が相反する取引

2 前項の承認にあたって開示する重要な事実、次に掲げる事項とする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

3 前項に示した事項について変更する場合は、事前に経営会議の承認を得るものとする。

4 第1項の取引をした組合員は、その取引の重要な事実を遅滞なく、経営会議に報告しな

なければならない。

(採決)

第13条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。この場合議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。

2 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(議事録)

第14条 経営会議の議事については、出席した組合員のいずれかが書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、その作成した組合員以外の組合員は、これを確認しなければならない。

2 経営会議の議事録には、下記に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

- (1) 経営会議が開催された日時及び場所
- (2) 当該場所に存しない組合員が経営会議に出席した場合における出席の方法
- (3) 法令、定款、又は本規則により組合員以外の者から招集された場合はその旨
- (4) 議事の経過の要領及びその結果
- (5) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する組合員があるときは、その組合員の氏名
- (6) 本規程第12条第4項による組合員の報告
- (7) 経営会議に出席した者の氏名

(経営会議の決議事項)

第15条 経営会議が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 当研究所の業務執行の決定
- (2) 重要な財産の処分及び譲受
- (3) 多額の借入
- (4) 重要な使用人の選任・解任
- (5) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (6) 内部管理体制の整備
- (7) 本規程第12条に規定する組合員の取引の承認
- (8) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (9) 事業報告及び計算書類の承認
- (10) 重要な規程・規則の制定、変更及び廃止
- (11) 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
- (12) 重要な事業その他にかかる争訟の処理

(13) その他法令に定める事項

(14) その他経営会議が必要と認める事項

(改廃)

第16条 本規則の改廃は、経営会議の決議を経て行う。

附則

この規程は、2021年6月21日から施行する。(2021年6月21日経営会議決議)